

法人市民税（確定・中間等）申告書（第20号様式）への記載

- 申告書の用途・・・この申告書（第20号様式）は、逗子市に事務所又は事業所若しくは寮等を有する法人が、仮決算に基づく中間申告（連結申告法人以外の法人）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 提出先及び提出方法・・・神奈川県逗子市総務部課税課市民税係に1通提出してください。  
申告書を郵送または信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日の日付が申告年月日となります。  
受付印を押印した申告書控が必要な方は、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
郵便又は信書便以外により提出された場合は、逗子市への到達日が申告年月日となります。
- 第20号様式の記載例・・・金額は1円単位まで記載し、“000”及び“00”の印刷がある欄は端数金額を切り捨てて記載してください。  
⑬、⑰、⑱の各欄にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。

( 記載例 )

受付印

平成 年 月 日  
逗子市長 宛

所在地 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇×丁目×番×号  
逗子市が支店等の場合は本店所在地と併記  
神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号  
(電話 046-873-1111)

この申告の基礎  
1 法人税の平成 年 月 日  
の修正申告書の提出による  
2 法人税の平成 年 月 日  
の更正・法定・再更正による

事業種目 不動産賃貸業・管理業

期末現在の資本金の額又は出資金の額 900,000,000  
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 1,200,000,000  
期末現在の資本準備金の額 1,200,000,000

法人番号 1000020142085  
申告年月日 年 月 日

代表者氏名印 逗子 太郎 逗子 花子

平成 年 月 日 から平成 年 月 日 までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の確定申告書

摘要	課税標準	法人税割額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	50,000,000	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		
還付法人税額等の控除額		
退職年金等積立金に係る法人税額		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	50,000,000	121/100 6,050,000
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	150,000,000	121/100 1,815,000
市町村民税の特定寄附金税額控除額		
外国の法人税等の額の控除額		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		
差引法人税割額		1,815,000
既に納付の確定した当期分の法人税割額		2,815,000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
この申告により納付すべき法人税割額		△1,000,000
均等割額	12月 1,750,000円 ÷12	1,750,000
既に納付の確定した当期分の均等割額		875,000
この申告により納付すべき均等割額		875,000
この申告により納付すべき市民税額		△1,250,000
⑱のうち見込納付額		
差引		△1,250,000

区名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	解散の日	法人税の申告書の種類
逗子市内に所在する事務所、事業所又は寮等				平成 28 年 10 月 25 日	平成 年 月 日	青色・その他
逗子支店						要・否
合計		1000				有・無

分割基準(人) 当該法人の全従業員数 300 均等割の税率適用区分に用いる従業員数(人) 300

還付を受けようとする金融機関及び支払方法 ○○○○ (普通・当座) 口座番号 0123456

還付請求税額 125,000

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

関与税理士 署名押印 税理士 ×××× (電話 ×××-××××-××××)

“管理番号” 逗子市が送付する用紙以外の申告書を使用される場合は、管理番号を記載してください。

“法人番号” 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号(13桁)を記載してください。

“この申告の基礎” 国税の法人税を基礎に修正申告をする場合に記載します。この修正申告の基礎となった国税の法人税(連結子法人の場合その他連結法人に係る法人税)の修正申告又は更正等の別とその日付を記載します。

“事業種目” 主なものを記載します。

“期末現在の資本金の額又は出資金の額” 期末(中間申告の場合にあっては、その計算期間の末日)現在の資本金の額又は出資金の額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額)を記載します。

“期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額” 期末現在における資本金の額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額)及び資本準備金の額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の33の④の欄の金額)の合算額を記載します。

“期末現在の資本金等の額” 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。  
(1) 連結申告法人以外の法人(⑬に掲げる法人を除きます) 法第292条第1項第4号の5に定める金額  
(2) 連結申告法人(⑬に掲げる法人を除きます) 法第292条第1項第4号の5に定める金額  
(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額

“所在地” 提出時の登記上の本店所在地と問合せ先の電話番号を記載します。逗子市が支店等の場合は本店所在地と併記します。

“法人名” 提出時の登記上の法人名(商号)を記載します。被合併法人に係る申告の場合、合併法人名と被合併法人名を併記します。

“代表者氏名印” 提出時に法人の代表権を有する者の氏名を記載し、法人の代表者印(職印等)を押印します。

“法人税法の規定によって” 計算した法人税額(法人税申告書別表第1(1)の10の欄の金額)を記載します。ただし、この①の欄の上段( )内に記載された金額(使途秘匿金額等)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。

“分割基準” 分割法人(2以上の市町村に事務所等を有する法人等)が記載します。分割基準となる全従業員数と逗子市分の従業員数を記載します。また、課税標準額が0円の場合も記載します。

“逗子市内に所在する事務所又は事業所若しくは寮等” 本店所在地が逗子市以外の法人が逗子市内に所在する事務所等の名称、所在地を記載します。

“翌期の中間申告の要否” 法人税額(法人税申告書別表第1(1)の⑩の欄の額-⑩の外書と⑤と⑦の各欄の合計額)の額×6÷当期年度の月(100円未満切捨て・月数は端数日数切上げ)の額が10万円超の普通法人は“要”、それ以外の法人は“否”に丸印をつけます。ただし、連結法人を除く法人が仮決算をする場合は、寮のみが所在する市町村に対しては、仮決算による中間申告をしますため、“要”と丸印をつけます。

“還付を受けようとする金融機関及び支払方法” “還付請求税額” 中間納付額の還付を受ける場合に記入します。還付請求税額は、マイナス額の⑬の額若しくは⑰の額又はこれらの合計額になります。充当を希望される場合は枠外にその旨を記載します。

“法人税の申告期限の延長の処分の有無” 法人税法第75条の2又は第81条の24により、法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた法人及びその連結子法人は“有”、それ以外の法人は“無”に丸印をつけます。

※ 従業者数を必ず記入してください。